

# 石垣市職員倫理条例

平成20年11月1日から石垣市職員倫理条例を施行します。

石垣市は、職員の倫理を保持し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の皆様の信頼を確保するため、平成20年市議会9月定例会で「職員倫理条例」が議決され、11月から施行することとしています。

市は、これまで「職員の倫理等に関する規程」(平成15年5月)を制定、「不当要求行為等の防止に関する要綱」(平成16年9月)、「市職員に関する働きかけに関する取り扱い要綱」(平成17年11月)などを制定し、不正防止と職員倫理の保持に努めてきました。

しかし、社会の変化や価値観の多様化、地方分権時代を迎え、様々な行政需要の拡大、また、各地での公務員不祥事の発生などにより、法令順守と更なる倫理観の確保が求められています。

今回、条例化することで内外に宣言し、共通の社会規範の基で、協働のまちづくりを目指すものです。また、報告と公表及び倫理審査会を設置し、市民・議会の立場からも厳しく職員の行動を管理していきます。

ところで、この条例は、市民をはじめ事業者の皆様、市政の運営に対する積極的な支援がなければ正しく効果を上げることができません。是非、積極的なご理解をお願いします。

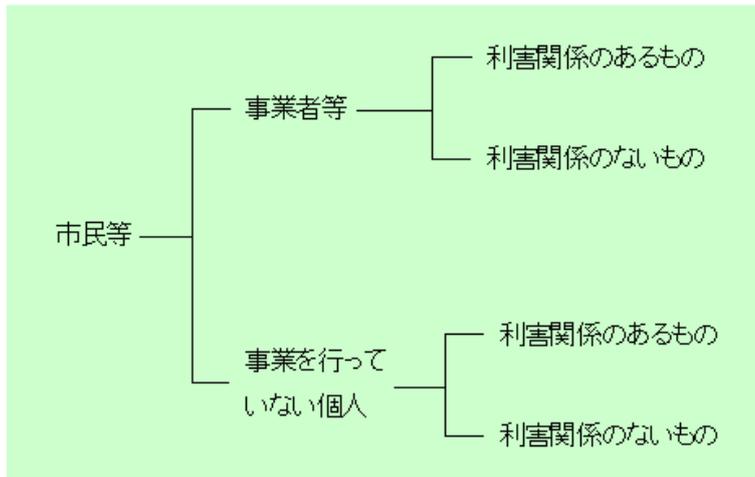


## ▼条例の概要

### 1 条例の対象となる人など

- 1 地方公務員法第3条第2項に規定する本市職員(市長や議員など公選者を除く)。
- 2 事業者等  
法人(法人でない社団、財団を含む)、その他の団体及び事業を行う個人をいい、その役員、従業員、代理人なども通常含まれます。
- 3 利害関係者  
職員の行う職務に利害関係のある者、ただし次のような人達は除かれます。  
市職員との関係がもともと私的な関係にとどまる者(例:親族、幼なじみ等)や市職員との関係が利害を背景にしない関係にとどまる者(例:地域でのボランティア活動で市の業務に関係なく、共同して活動している関係のみ)など利害関係が潜在的なものとして管理監督者が認めるものなどです。  
\* 利害関係になる主な場合を詳しく述べますと、次のとおりになります。
  - 1 許認可等を受けて事業を行っている事業者等、申請をしている者
  - 2 補助金等の交付を受けている者、申請している者、申請しようとしている者
  - 3 立入検査、監査、監察の対象となる者
  - 4 市と物品、工事などの契約を締結している者、締結する可能性のある者などです。

\* 市民と事業者、利害関係者の関係は、次の図のようになります。



## 2 報告事項と禁止事項

職員と事業者等や利害関係者との間に生じることについては、禁止されている事項や管理監督者、倫理審査会への報告が義務づけられている事項があります。特に、違法な行為などを求める要求があった時は、直ちに管理監督者と任命権者への報告が義務づけられています。

その他の主なものは、次のとおりです。

### \* 事業者等との関係

#### 1 禁止事項

- ・ 訪問調査などの職務上の関係で、飲食や茶菓の供応接待を受けること
- ・ 職務、職務外を問わず繰り返し供応接待を受けること
- ・ 事業者等から金品の贈与、貸付等を受けること
- ・ その場に居合わせない事業者等に支払を行わせることなど

#### 2 報告義務

- ・ 5千円以上の金銭、物品、不動産の贈与を受けた時
- ・ 無償又は、著しく低い価格で物品、不動産の貸付けを受けた時
- ・ 会議や会合、パーティなどで5千円以上の飲食を提供された時
- ・ 一緒にゴルフ、遊技、旅行を行なった時

### \* 利害関係者との関係

#### 1 禁止事項

- ・ 金銭、物品、不動産の贈与を受けること(一般に配布される記念品などは除く)
- ・ 金銭の貸付けを受けること(業として行っている者から一般的な条件を持って貸付けを受ける場合は除く)。
- ・ 無償又は著しく低い価格で物品、不動産の貸付けを受けることや役務の提供を受けること。
- ・ 職務上の会合などで利害関係者の負担で、飲食の提供を受けること。
- ・ 訪問調査などの職務上の関係で、飲食や茶菓の接待を受けたり、経費は負担しても飲食などをともにすること。
- ・ 職務外全般で、利害関係者の負担で、飲食の提供を受けること。
- ・ 職務、職務外を問わず繰り返し供応接待を受けること。
- ・ 一緒にゴルフ、遊技、旅行(公務出張は除く)を行なうこと。
- ・ その場に居合わせない事業者等に支払を行わせること・・・など

#### 2 報告義務

- ・ 職務上の会議で、利害関係者の負担により5,000円を超える飲食の提供を受けた時

- ・ 職務外で自己負担により3,000円を超える飲食を、利害関係者とともにした時
- ・ 多数が出席するパーティで利害関係者とともに出席し、その経費が一人当たり5千円を超えた時など

以上がその主なものですが、更に細かい点や場面に依じて判断しなければならないケースも多く出てくることが予想されます。

そのため市では、条例に併行して規則を定めるとともに、職員倫理審査会を設け、また、判断が適正に行なわれるよう事例に応じたQ&Aを作成し、条例の適正な施行が行われるよう努めて参ります。

#### 懲戒処分

職員が条例及びこれに基づく規則に反する行為を行なった場合は、懲戒処分の対象となります。

#### 市民への公表

1. 誰でも、贈与等報告書の閲覧ができます。
2. 職員倫理に関する状況等については、毎年議会に報告し、市民に公表します。

#### ▼ 条文の解説

##### 第1条(目的)

本条例を制定する目的を規定する。

##### 第2条(定義等)

本条例の対象となる職員、事業者等の定義等について規定する。

##### 第3条(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務の執行を図り、してはならない行為を倫理原則と規定する。

##### 第4条(職員倫理規則)

事業者等及び利害関係者との接触に関する禁止行為等についての詳細は、規則で定めることを規定する。

##### 第5条(要望等への対応の基本原則)

要望等には誠実に対応すると同時に、記録し特定の者に便宜を図らないよう規定する。

##### 第6条(職員の責務)

公正な職務の執行を職員の責務と規定する。

##### 第7条(管理監督者の責務)

管理監督者は、率先垂範して倫理の保持に努め、適切な指導を規定する。

##### 第8条(任命権者の責務)

任命権者は、倫理の保持と公正の確保に必要な措置を講じなければならないと規定する。

##### 第9条(市民及び事業者の責務)

市民及び事業者の責務について規定する。

##### 第10条(公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合等の報告書)

不正行為等について、管理監督者、任命権者、倫理審査会への報告を義務付ける。

##### 第11条(贈与等の報告書)

職員は、事業者等から贈与等を受けた時は、贈与等報告書を任命権者に提出する。提出された報告書写しを、倫理審査会に送付する。

##### 第12条(贈与等の閲覧)

贈与報告書の閲覧請求できることを規定する。

##### 第13条(職員倫理審査会)

倫理の保持に必要な、審査と報告を行う有識者による審査会を設置し、その運営については規則で定める。

##### 第14条(警告又は措置)

不正行為を要求した者に対し警告、公表することができる、と規定する。

##### 第15条(違反職員に対する措置)

違反職員については、懲戒処分等の措置を講じることを規定する。

##### 第16条(公表)

市長は、毎年この条例の施行状況を議会に報告し、公表する。

##### 第17条(規則への委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(附 則)

施行期日は、周知期間を設け、平成20年11月1日とする。

条例第26号

## 石垣市職員倫理条例

すべて職員は、市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることを深く自覚し、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、職務の執行に当たっては、自らを厳しく律するとともに、常に研さんに励み、市民の負託にこたえるよう努めなければならない。ここに、職員が職務の執行上保持しなければならない公務員倫理の大綱を定め、もって公務に対する市民の信頼を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、職員が職務を執行するに当たって、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、市民の不信を招くような行為を防止し、もって公務に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員をいう。

(2) 管理監督者 石垣市職員の給与に関する条例(昭和58年石垣市条例第20号)第13条第1項及び石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和58年石垣市条例第23号)第4条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員をいう。

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、職務の執行に当たっては市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、あらゆるものからの強要等の不当な要求に一切応じることなく常に公正な職務の執行を図るとともに、公共の利益の増進を目指して職務を執行しなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる利害関係者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理規則)

第4条 市長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務にかかる倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則(以下「職員倫理規則」という)を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)からの贈与等の禁止及び制限等利害関係者との接触その他市民の疑惑や不審を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

2 市長は、職員倫理規則の改廃に際しては、石垣市職員倫理審査会の意見を聴かなければならない。

(要望等への対応の基本原則)

第5条 職員は、市民と市との協働と参画を実現するために、市政運営に対する要望等の重要性を十分に理解し、誠実にその内容を受け止め、適正に対応しなければならない。

2 職員は、特定の者を特別に扱うことを求める要望等に対しては、他の者の権利及び利益を害さないよう十分に留意し、正当な理由なく、特定の者に対して便宜又は利益を図ることにならないよう慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。この場合において、当該記録をするに当たっては不実又は虚偽の記載をしてはならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、公正な職務の遂行を損なうことが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、法令等に定めがある場合を除くほか、公正な職務の遂行を損ない、又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を何人に対しても提供してはならない。

(管理監督者の責務)

第7条 管理監督者は、その職務の重要性を自覚し、率先垂範して服務規律の確保及び

職務に係る倫理の保持に努めるとともに、当該所属職員に対し、その適正なサービスの確保を図る等適切に指導しなければならない。

(任命権者の責務)

第8条 任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行の確保に資するよう職員に対する研修、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者等の責務)

第9条 市民及び事業者等は、職員の公正かつ適正な職務の遂行を支援するよう努めなければならない。

2 何人も、職員に公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

(公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合等の報告等)

第10条 職員は、公正な職務の遂行を損なうおそれのあるとき又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為若しくは第6条第1項に規定する行為を求める要求があったときは、直ちにその旨を管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、職員から前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、適法かつ公平な職務の遂行を確保するために必要な措置を講じるとともに、石垣市職員倫理審査会にその旨を通知し、その審査を受けなければならない。この場合において、管理監督者自ら前項に規定するときと認める場合も、同様とする。

3 石垣市職員倫理審査会は、前項の通知を受けた場合において、公正な職務の遂行を損なう行為があったと認めるときは、その旨を当該管理監督者に係る任命権者に報告するものとする。

4 前項の規定による報告を受けた任命権者(市長を除く。)は、その旨を市長に報告しなければならない。

(贈与等の報告)

第11条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として市長が規則で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限り)は、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、市長が規則で定めるところにより、任命権者に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその起因となった事実

(3) 当該贈与等をし、又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 任命権者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを石垣市職員倫理審査会に送付し、その審査を受けなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第12条 何人も、任命権者に対し、贈与等報告書(市長が規則で定める事項に該当するものとして任命権者が定める部分を除く。)の閲覧を請求することができる。

(石垣市職員倫理審査会)

第13条 次に掲げる事務を行うため、石垣市職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 第10条第2項の規定による管理監督者からの通知に基づき、当該通知に係る報告の内容を審査し、その結果について任命権者に報告すること。

(2) 第11条第2項の規定により送付された贈与等報告書の内容を審査し、その結果について任命権者に報告すること。

(3) 任命権者に対し、第1号の規定による審査の結果、必要に応じて次条に規定する市長の警告又は措置について意見を述べること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、任命権者に対し、この条例及びこの条例に基づく規則の円滑かつ適正な運用に関し必要な意見を述べること。

2 審査会は、委員3人をもって組織する。

3 委員は、職員の職務に係る倫理に関し学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(警告又は措置)

第14条 市長は、第10条第3項又は第4項の規定による報告があった場合において、

公正な職務の遂行を損なう行為であると認めるときは、当該行為を要求した者に対し、警告を行うことができる。

2 市長は、前項の警告を行った場合において、必要があると認めるときは、市長が規則で定めるところにより、市民への公表その他必要な措置を講じることができる。

(違反職員に対する措置)

第15条 市長は、職員にこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったと認められる場合は、その程度に応じて懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第16条 市長は、毎年、職員倫理に関する状況及び職員の職務にかかる倫理の保持に関して講じた施策について、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。